

第5章 成年後見制度の利用促進 (調布市成年後見制度利用促進基本計画)

成年後見制度とは

認知症や障害などの理由で判断能力が不十分なため契約等の法律行為を行えない方を後見人等が代理し、必要な契約等を締結したり、財産を管理したりする、本人の権利擁護を図るものです。

I 背景

(1) 国の動向

国においては、認知症や知的障害その他の精神上の障害があることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある方を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であることなどに鑑みて、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行しました。その基本理念においては、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重と、身上保護の重視という考え方が示されています。この法律の制定を受けて、国は、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定し、その取組の一つとして権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを掲げています。

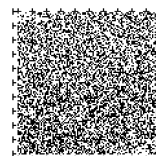
現在、国は、令和4年3月に閣議決定した「第二期成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、地域共生社会の実現に向けて、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けたうえで、権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実など、成年後見制度の利用促進の取組を推進しています。

(2) 調布市の取組

市町村は、国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

市は、こうした国の動向を踏まえて、令和元年度には、多摩南部成年後見センターを共同運営する調布市、日野市、狛江市、多摩市及び稲城市の5市協働で、共通計画となる「調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。また、令和2年度には、この共通計画の目標の実現に向けて市が実現すべき取組について「調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画 調布市の取組」として策定しました。

今後は、高齢化などの社会状況や国の動向等を踏まえて、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進などの成年後見制度の利用促進に関する取組を進める必要があります。



■ 国の動向・調布市の取組・社会状況

国の動向	平成12年度	● 成年後見制度は介護保険制度創設と同時にスタート（平成12年4月）
	平成28年度	● 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行（平成28年5月） ● 「成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定（平成29年3月）
	令和3年度	● 「第二期成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定（令和4年3月）
調布市の取組	令和元年度	● 「調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画」策定（令和2年3月）
	令和2年度	● 「調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画 調布市の取組」策定（令和3年3月）
社会状況	● 今後、健康寿命の延伸や高齢化の一層の進行に伴い、認知症の増加なども想定されるため、判断能力が不十分な人が安心して暮らしていくために、成年後見制度の利用の促進が重要となる。	

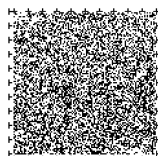
2 地域福祉計画との一体的策定

市の福祉3計画共通の考え方である地域共生社会は、一人ひとりが暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。そのため、たとえ認知症、知的障害その他の精神上的障害により、本人の意思決定が難しい状態になっても、自分らしい暮らし、生きがい、地域とのつながりを実現する社会でなくてはなりません。

全国と同様、市においても、今後、本人の高齢化や介護者の高齢化が一層進むことが予想されています。こうした状況の中、地域共生社会の充実を目指すうえでは、誰もが地域とつながり、自分らしい暮らしが続けられるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進が重要です。また、そのネットワークは、地域福祉の推進などと有機的な結びつきをもって、地域における多様な分野・主体が連携する「包括的」なものとしていく必要があります。

こうした観点からは、この地域連携ネットワークは、地域福祉で進める地域におけるトータルケアにおいて、地域共生社会の充実に向けた包括的な支援体制の構築のための取組の一つと捉えることができます。

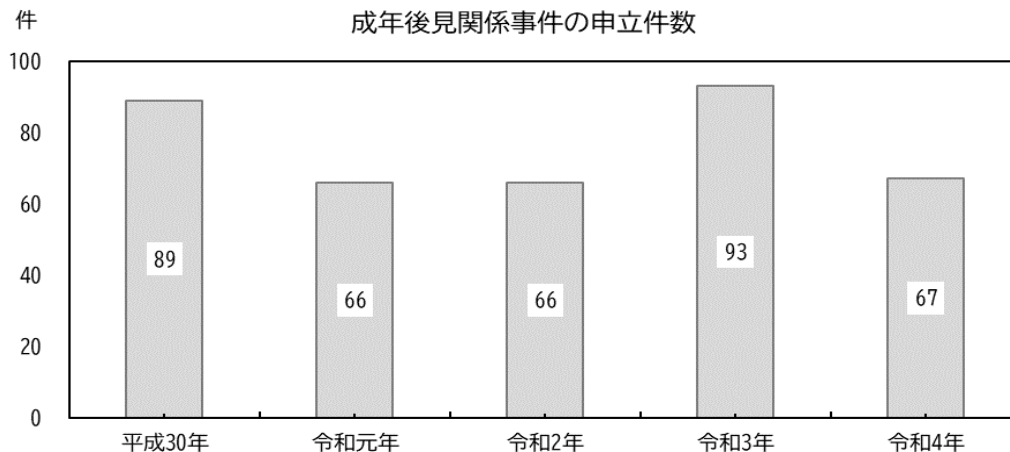
そのため、地域共生社会の充実に向けて、誰もが尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるよう、地域福祉の取組と連動させながら成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に、地域福祉計画に包含して成年後見制度利用促進基本計画を策定し、これらを一体的に取り組むものです。



3 成年後見制度の現状

(1) 成年後見関係事件の申立件数

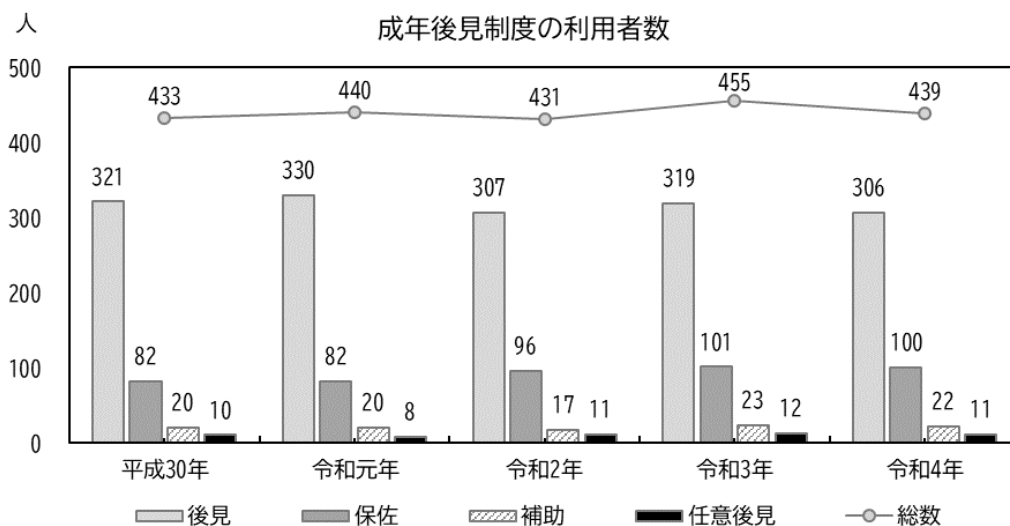
市の成年後見関係事件（後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は，毎年，60～90件程度となっています。



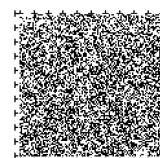
※本資料の数値は東京家庭裁判所の集計に基づく概数です。 資料：東京家庭裁判所（各年1月～12月）

(2) 成年後見制度の利用者数

市の成年後見制度の利用者数は，毎年，430～450人程度です。このうち，後見の利用者数が約70%と最も多く，次いで保佐の利用者数が約20%を占めています。

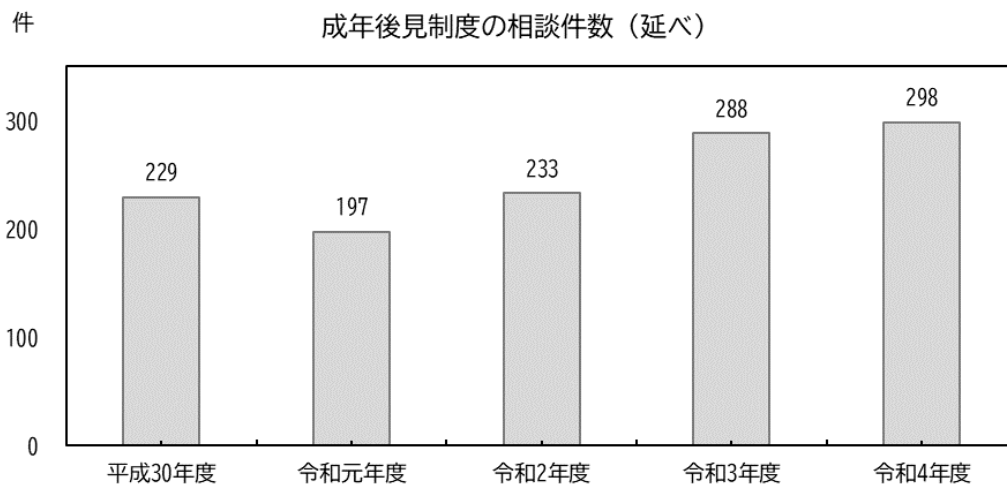


※本資料の数値は東京家庭裁判所の集計に基づく概数です。 資料：東京家庭裁判所（各年12月31日現在）



(3) 成年後見制度の相談件数

令和元年度から令和4年度にかけて、相談件数（延べ）は増加傾向にあります。

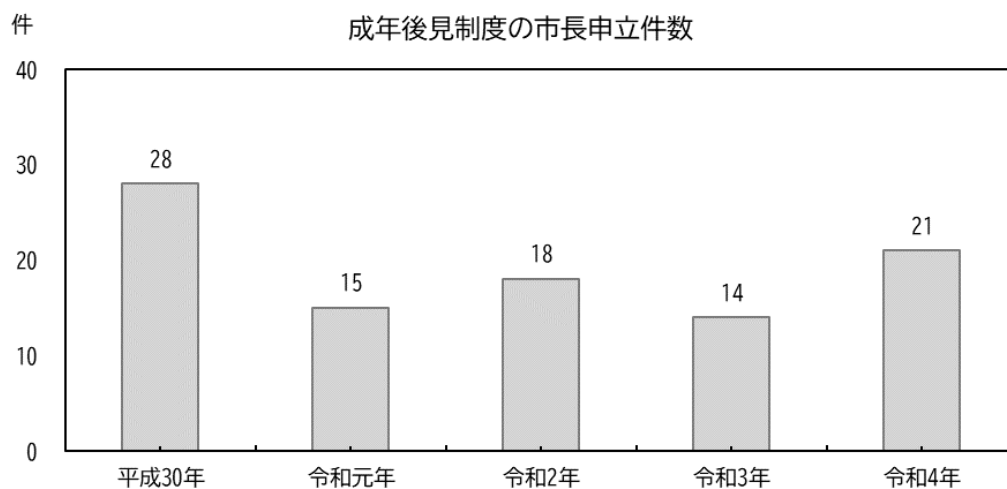


※福祉健康部福祉総務課に配置している調布市高齢者・障害者福祉相談員による延べ相談件数

資料：調布市事務報告書

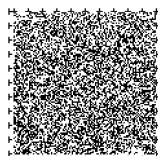
(4) 成年後見制度の市長申立件数

令和元年から令和4年にかけて、20件前後で推移しています。



資料：福祉総務課（各年1月～12月）

※市長申立て：成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や親族が家庭裁判所に成年後見等開始の審判申立てを行うことが難しい場合等、特に必要があるときに市町村長（首長）が申立てを行う仕組みのこと。



4 振り返りと主な課題

「調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画」及び「調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画 調布市の取組」において掲げた5つの基本目標に関連する取組について、主な成果や事業実施の視点から課題を整理しました。

(主な取組)

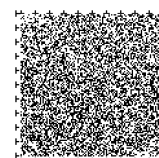
(1) 広報の充実	(2) 相談支援の充実	(3) 利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用
(4) 後見人等への支援の充実	(5) 地域連携ネットワークの整備	

(主な成果)

- ホームページ等で、成年後見制度等について周知するとともに、制度の内容をわかりやすく紹介した市民向けのリーフレットを作成し、関係機関等へ配布した。
- 成年後見制度についての相談の場として、専門職団体との共催による無料の成年後見相談会を実施した。
- 専門の相談員を配置することにより、権利擁護に関する幅広い相談を受け付けた。
- 法人後見（多摩南部成年後見センター）、専門職の紹介制度、市民後見人の活用などによる適切な後見人等候補者の推薦、選任への取組を行った。
- 多摩南部成年後見センターの市民後見人養成講座を通じて市民後見人の育成を行った。
- 関係各課や関係機関等との連携により相談者へのチーム支援を行った。
- 地域連携ネットワークにおける中核機関の取組として、関係各課や多摩南部成年後見センターとの間で連携を図った。

(主な課題)

- 必要な人に情報が届くよう、より一層の工夫が必要である。
- 対象者の課題や目的、意向を踏まえて、状況に応じて寄り添いながら受け止めることで、必要な支援へとつないでいく必要がある。
- 多摩南部成年後見センターや市民後見人の活用、専門職との連携により、対象者の状況に応じた適切な権利擁護支援に取り組む必要がある。
- 多機関協働による包括的な支援を行う中で、チーム支援に取り組む必要がある。
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に向けて、行政、専門職団体、関係機関等との連携により、体制の整備を進める必要がある。



5 基本方針

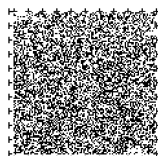
調布市成年後見制度利用促進基本計画は、市の現状と課題、そして、高齢化が進む市の将来を見据える中で、地域共生社会の充実に向けて、成年後見制度の利用促進を図るため、基本方針を以下のとおり定めました。

基本方針1 権利擁護に関する相談支援の充実

基本方針2 成年後見制度の適切な利用促進

基本方針3 後見人等の育成・活躍支援

基本方針4 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進



6 基本方針に基づく取組

基本方針Ⅰ 権利擁護に関する相談支援の充実

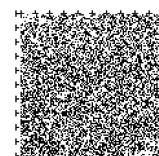


基本方針の方向

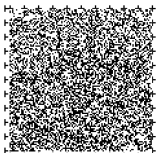
権利擁護支援の一層の周知と権利擁護に関する専門の相談員による相談支援の充実等を図るとともに、権利擁護支援を必要とする方が早期に適切な相談支援機関につながるように関係機関と連携して取り組めます。

具体的な取組

取組【◎重点的な取組】	概要	担当課
権利擁護支援に関する広報の充実	多様な課題を抱えた市民が適切なサポートを受けられるように、市報、ホームページ、SNS、パンフレット、関係機関の相談窓口等の様々な媒体を通じて権利擁護支援に関する広報、啓発活動を行います。	福祉総務課
◎権利擁護に関する相談窓口の設置等	権利擁護支援の窓口である「利用者サポート相談」に専門の相談員を配置し、権利擁護支援を必要とする方に対し、相談支援等を行います。	福祉総務課
権利擁護支援を必要とする方を発見するアウトリーチ体制の強化	地域福祉コーディネーター、地域包括支援センター、障害福祉の相談支援機関などの取組により、権利擁護支援を必要とする方を支援につなげます。 また、各関係機関の特性に応じてアウトリーチ等を行うことにより、権利擁護支援を必要とする方で、自ら相談することが難しい方の存在の発掘に努め、適切な相談支援機関の支援につなげます。	福祉総務課 生活福祉課 高齢福祉担当 障害福祉課



取組【◎重点的な取組】	概要	担当課
多機関連携による早期の段階からの支援の実施	<p>市，調布市社会福祉協議会（ちょうふ地域福祉権利擁護センター），多摩南部成年後見センター，地域包括支援センター，障害福祉の相談支援機関などの各関係機関等の取組の充実や，多機関連携による支援の充実を図ります。</p> <p>また，こうした連携を通じて，権利擁護支援に関する相談支援など，幅広い視点で，制度利用の必要性の検討等の支援の充実を図ります。</p>	<p>福祉総務課 生活福祉課 高齢福祉担当 障害福祉課</p>





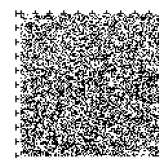
基本方針の方向

成年後見制度の利用を必要とする方に対し、多摩南部成年後見センターの運営や後見人等への報酬助成などを通じて、適切な制度の利用支援を行います。

また、「本人の意思決定」を重視した権利擁護支援や成年後見制度の利用促進を図るとともに、意思決定支援の在り方について検討します。加えて、金銭の管理手続の支援など、様々な取組を通じて、対象者の状況に応じた支援を実施します。

具体的な取組

取組【◎重点的な取組】	概要	担当課
◎多摩南部成年後見センターの運営	調布市，日野市，狛江市，多摩市及び稲城市の5市で多摩南部成年後見センターを共同運営し，セーフティネットとして，親族などの身寄りがない方や経済的な理由により成年後見制度を利用することが困難な方に，法人後見を提供するほか，専門職の紹介や市民後見人の養成等を行います。	福祉総務課
後見人等への報酬助成の実施	成年後見制度を利用しやすくするため，低所得の高齢者・障害者や生活保護法に基づく被保護者等に対し，後見人等への報酬助成を適切に実施します。	生活福祉課 高齢福祉担当 障害福祉課



第1章
計画の策定に当たって

第2章
地域福祉の現状と課題

第3章
調布市の福祉の共通事項

第4章
計画の基本方向

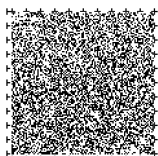
第5章
成年後見制度の利用促進

第6章
8つの福祉圏域の取組

第7章
計画の推進に向けて

参考資料

取組【◎重点的な取組】	概要	担当課
適切な制度の利用支援・意思決定支援	<p>後見のみならず、保佐、補助及び任意後見制度や地域福祉権利擁護事業など、活用可能な制度、施策等を広く周知し、利用者の意思を尊重した適切な制度の利用支援を行います。また、成年後見制度の利用を必要とする方のうち、身寄りがいない方等に対し、状況に応じて、市長申立ての適切な実施による支援を行います。</p> <p>加えて、「意思決定支援」について、国や東京都の動向、先進的な取組等を踏まえて検討し、推進します。</p>	<p>福祉総務課 生活福祉課 高齢福祉担当 障害福祉課 調布市社会福祉協議会</p>
地域福祉権利擁護事業の実施と成年後見制度への円滑な移行支援	<p>判断能力が十分でないため、権利侵害を受けやすい高齢者や障害者等の権利を擁護し、福祉サービスの利用援助により、安心して自立した地域生活を送れるよう支援する地域福祉権利擁護事業を実施します。</p> <p>また、地域福祉権利擁護事業から、成年後見制度利用への移行が円滑に行われるように、地域の相談窓口の機能の強化のほか、情報共有や事例検討など、関係機関との連携強化に努めます。</p>	<p>調布市社会福祉協議会 福祉総務課</p>
あんしん未来支援事業	<p>十分な判断能力があるうちに支援方法を決めておき、必要なときに金銭の管理や手続、保証機能などの支援を行うあんしん未来支援事業を実施します。</p>	<p>高齢福祉担当</p>



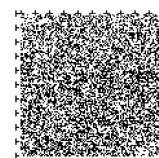


基本方針の方向

多摩南部成年後見センターや専門職団体等と連携し、成年後見制度の担い手の養成や後見人等への活動の支援等を行うとともに、専門の相談員などによる親族後見人等への支援の充実を図ります。

具体的な取組

取組【◎重点的な取組】	概要	担当課
◎市民後見人の養成	調布市，日野市，狛江市，多摩市及び稲城市の5市連携による多摩南部成年後見センターを活用した市民後見人の養成や研修会の開催等を行い，成年後見制度の担い手の養成等を図ります。	福祉総務課
成年後見相談会の実施	親族後見人や成年後見制度を利用している，又は利用しようと考えている方やその家族に対し，専門職団体，調布市社会福祉協議会，多摩南部成年後見センターと連携して，成年後見相談会を実施します。	福祉総務課
親族後見人等への支援の充実	権利擁護支援の窓口である「利用者サポート相談」に専門の相談員を配置するなど，本人や親族等による申立て支援の充実を図ります。 また，多摩南部成年後見センターや専門職団体等と連携を図りながら，「チーム」支援の一環として，必要に応じて，親族後見人等に対してモニタリング・バックアップできる体制整備に向けた取組を検討します。	福祉総務課



基本方針4 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

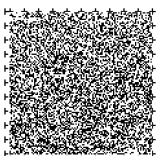


基本方針の方向

市と多摩南部成年後見センターが連携して中核機関としての機能を果たし、協議会の運営、チームによる支援体制の構築を図ることにより、法律や福祉の専門職や行政などの多様な分野・主体が連携する権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを推進します。

具体的な取組

取組【◎重点的な取組】	概要	担当課
中核機関の運営	市の中核機関としては、福祉総務課、生活福祉課、高齢福祉担当、障害福祉課が一次相談窓口を担い、広域の中核機関の役割（二次相談窓口）は多摩南部成年後見センターが担います。 広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能及び後見人支援機能の4つの機能については、市と多摩南部成年後見センターが分担し、段階的・計画的に強化を図ります。	福祉総務課 生活福祉課 高齢福祉担当 障害福祉課
◎協議会の運営	法律や福祉の専門職団体や関係機関等と連携し、権利擁護支援に関わる取組や課題などの報告や検討を行うとともに、情報共有等を図ります。	福祉総務課
◎チームによる支援体制の構築	後見人等と福祉・医療等の関係機関等が「チーム」となって、権利擁護が必要な方を支援する体制づくりを推進します。	福祉総務課 生活福祉課 高齢福祉担当 障害福祉課



取組【◎重点的な取組】	概要	担当課
権利擁護連絡会の開催	市の権利擁護の取組を推進していくために、市内で権利擁護に携わる関係機関が連携し、権利擁護に関する相談支援が円滑に行われるよう、情報の共有と資質の向上を図ることを目的として開催します。	高齢福祉担当

第1章
計画の策定に当たって

第2章
地域福祉の現状と課題

第3章
調布市の福祉の共通事項

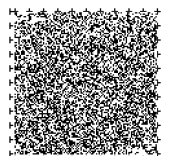
第4章
計画の基本方向

第5章
成年後見制度の利用促進

第6章
8つの福祉圏域の取組

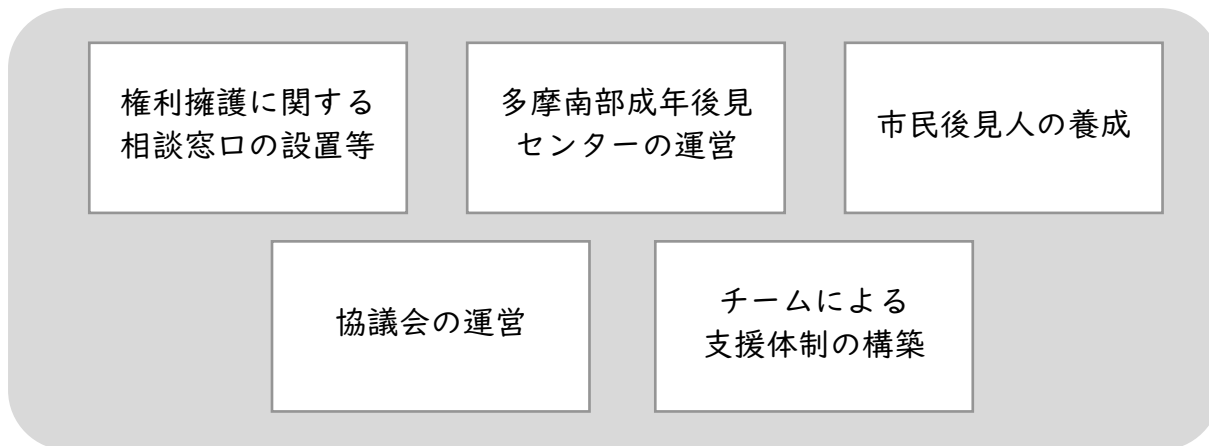
第7章
計画の推進に向けて

参考資料



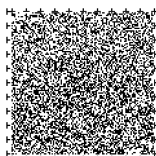
7 重点的な取組

成年後見制度の利用促進に関する取組のうち、重点的に推進する取組は以下のとおりです。これらの取組は、計画期間における目標を定めて、着実な推進に努めます。



事業名	権利擁護に関する相談窓口の設置等
担当課	福祉総務課
概要	権利擁護支援の窓口である「利用者サポート相談」に専門の相談員を配置し、権利擁護支援を必要とする方に対し、相談支援等を行います。
今後の目標 (令和6～11年度)	権利擁護支援を必要とする方が、安心してサービスを利用することができるよう、引き続き、専門の相談員による相談支援を行うとともに、関係各課、関係機関等との連携による支援の充実を図ります。

事業名	多摩南部成年後見センターの運営
担当課	福祉総務課
概要	調布市、日野市、狛江市、多摩市及び稲城市の5市で多摩南部成年後見センターを共同運営し、セーフティネットとして、親族などの身寄りがない方や経済的な理由により成年後見制度を利用することが困難な方に、法人後見を提供するほか、専門職の紹介や市民後見人の養成等を行います。
今後の目標 (令和6～11年度)	セーフティネットとして法人後見の充実を図るとともに、広域の中核機関としての機能の充実を図ります。



事業名	市民後見人の養成
担当課	福祉総務課
概要	調布市，日野市，狛江市，多摩市及び稲城市の5市連携による多摩南部成年後見センターを活用した市民後見人の養成や研修会の開催等を行い，成年後見制度の担い手の養成等を図ります。
今後の目標 (令和6～11年度)	多摩南部成年後見センターを共同運営する5市及び同センターの連携の下，引き続き，市民後見人の養成等を実施するとともに，その活躍の場を広げる支援を行います。

事業名	協議会の運営
担当課	福祉総務課
概要	法律や福祉の専門職団体や関係機関等と連携し，権利擁護支援に関わる取組や課題などの報告や検討を行うとともに，情報共有等を図ります。
今後の目標 (令和6～11年度)	協議会を定期開催し，「チームによる支援体制の構築」や「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」に向けて，法律や福祉の専門職団体や関係機関等との連携，情報共有等を図ります。

事業名	チームによる支援体制の構築
担当課	福祉総務課，生活福祉課，高齢福祉担当，障害福祉課
概要	後見人等と福祉・医療等の関係機関等が「チーム」となって，権利擁護が必要な方を支援する体制づくりを推進します。
今後の目標 (令和6～11年度)	多機関協働による包括的な支援体制の構築を推進することにより，権利擁護支援に関する問題のみならず，複雑化・複合化した課題を抱えた個人や世帯を支援する体制の整備を進めます。

8 進行管理・評価

調布市成年後見制度利用促進基本計画の進行管理・評価については，PDCAサイクルの考え方にに基づき，地域福祉計画の進行管理・評価と一体的に行います。

第1章
計画の策定に当たって

第2章
地域福祉の現状と課題

第3章
調布市の福祉の共通事項

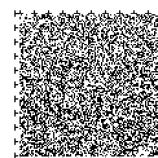
第4章
計画の基本方向

第5章
成年後見制度の利用促進

第6章
8つの福祉圏域の取組

第7章
計画の推進に向けて

参考資料



■調布における権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ図

